

協会けんぽの健診・特定保健指導

(参考資料)

協会けんぽにおける健診と特定保健指導の制度について

健診

協会けんぽでは、被保険者向けに「生活習慣病予防健診」、被扶養者向けに「被扶養者特定健診」を実施している。協会けんぽの制度を利用せずに、事業所で法定健診を実施している場合は「事業者健診」として事業主へデータの提供依頼を行い、健診結果を取得することで高確法に基づく健診を実施したものとみなされる。

	対象者	内容	実施機関	費用負担
生活習慣病予防健診	対象者:被保険者 年齢:35~74歳	特定健診項目+胸部・胃部レントゲン検査+便潜血反応検査+心電図検査	協会けんぽが契約した健診機関 (静岡支部88機関)	総額 最高18,865円 自己負担最高 5,282円 協会補助額最高 13,583円
事業者健診	対象者:被保険(扶養)者 年齢:40~74歳	特定健診項目+胸部レントゲン検査+心電図検査	事業所が委託した健診機関	協会けんぽの費用補助なし
被扶養者特定健診	対象者:被扶養者 年齢:40~74歳	特定健診項目	集合契約に参加した健診機関	協会補助額 7,150円 自己負担 集合A なし 集合B 1,755円

特定保健指導

協会けんぽの特定保健指導は、被保険者と被扶養者で実施機関、費用負担が異なる。

	実施機関	費用負担
被保険者	<ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽの保健師・管理栄養士 生活習慣病予防健診契約締結機関のうち46機関 特定保健指導専門機関 5機関 	自己負担なし
被扶養者	<ul style="list-style-type: none"> 集合契約に参加した実施機関 (89機関) 協会けんぽと個別契約を行った実施機関 	協会補助 動機づけ支援・8,470円 積極的支援・25,120円 ・集合A 自己負担なし ・集合B 動機づけ支援 自己負担・2,530円 積極的支援 自己負担・7,880円

【被扶養者】 特定健診・特定保健指導の実施機関の契約方法について

集合契約Bタイプ

都道府県の保険者の集合体
(協会支部、各都道府県の健保連連
合会、各共済組合連合会など)
※契約事務は代表保険者が行う

都道府県医師会

郡市区医師会

個別の健診機関

契約機関
約45,000機関

集合契約Aタイプ

中央の保険者団体
(健保連、共済組合連合会など)
個別の保険者
協会けんぽ(本部)

団体名	契約機関数
(公益社団法人) 日本人間ドック学会 / (一般社団法人) 日本病院会	約2,400機関
(一般社団法人) 日本総合健診医学会	
(公益社団法人) 全日本病院協会	
(公益財団法人) 予防医学事業中央会	
(公益財団法人) 結核予防会	
(公益社団法人) 全国労働衛生団体連合会	

個別契約

個別の保険者
※協会支部独自の契約

各都道府県に存在する
個別の健診機関

特徴
住民健診などと同時実施が可能となる

生活習慣病予防健診・被扶養者特定健診の概要

生活習慣病予防健診(被保険者) ※令和5年度より自己負担額引き下げ(費用総額の28%)

種類	対象者		検査項目	自己負担額
一般健診	35歳以上75歳未満		●問診、身体計測(腹囲など) ●視力、聴力測定 ● ●血圧測定 ●尿検査 ●便潜血反応検査 ●血液一般検査 ●肝機能検査 ●胸部レントゲン検査 ●胃部レントゲン検査 ●心電図検査	最高5,282円 (費用総額18,865円)
付加健診	40歳、50歳の方のみ、一般健診とセットでのみ受診可		●尿沈渣顕微鏡検査 ●血液学的検査 ●生化学的検査 ●眼底検査 ●肺機能検査 ●腹部超音波	最高2,689円 (費用総額9,603円)
乳がん検診	40歳～74歳の偶数年齢の女性、一般健診とセットでのみ受診可	40歳～48歳の方	●問診 ●乳房エックス線検査 ●視診 ●触診	最高1,574円 (費用総額5,621円)
		50歳以上の方	※視診、触診は医師の判断により実施	最高1,013円 (費用総額3,619円)
子宮頸がん検診	40歳～74歳の偶数年齢の女性、一般健診とセットでのみ受診可		●問診 ●細胞診	最高970円 (費用総額3,463円)
	20歳～38歳の偶数年齢の女性、単独で受診可(36・38歳の者は一般健診とのセット受診も可)			
肝炎ウイルス検査	一般健診を受診する方(過去に受けた方は除く)		●HCV抗体検査 ●HBs抗原検査	最高582円 (費用総額2,079円)

・生活習慣病予防健診は特定健診の検査項目と比較すると充実した内容となっている。

特定健診(被扶養者)

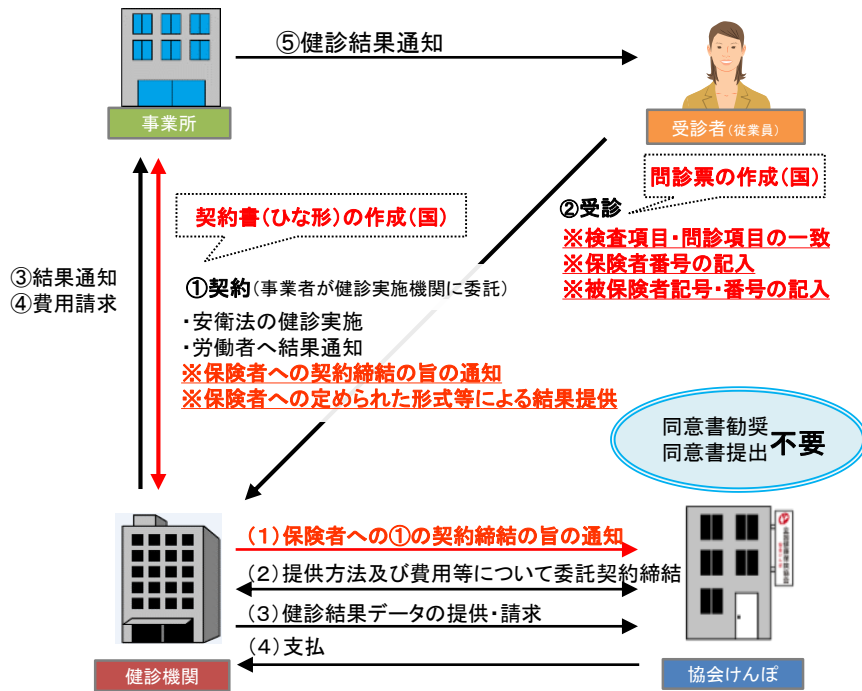
対象者	種類	検査項目	保険者負担額
40歳以上75歳未満の被扶養者のみ	基本的な健診	●問診、身体計測(腹囲など) ●血圧測定 ●尿検査 ●血液検査	7,150円
	詳細な健診	●貧血検査 ●眼底検査 ●心電図 ●血清クレアチニン検査 (医師の判断により実施)	3,400円

事業者健診データの取得

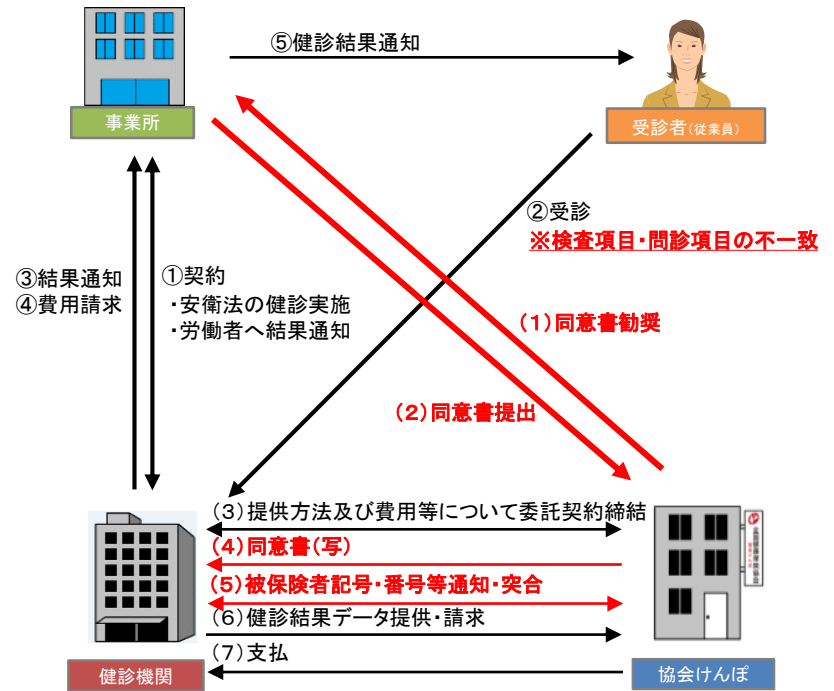
労働安全衛生法による定期健診を受診した40歳以上75歳未満の加入者の健診結果記録の写しを取得することにより、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく健診を実施したものとみなされる。

※下記以外に紙媒体で提出されるパターンもあり。

[A 契約により健診機関にデータ提出を委任するパターン]



[B 同意書により協会へのデータ提出に同意するパターン]



【高齢者の医療の確保に関する法律】

第20条 保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、40歳以上の加入者に対し、特定健康診査を行うものとする。ただし、加入者が特定健康診査に相当する健康診査を受け、その結果を証明する書面の提供を受けたとき、又は第26条第2項の規定により特定健康診査に関する記録の送付を受けたときは、この限りではない。

特定保健指導の実施における被保険者と被扶養者の相違点

	被保険者	被扶養者
実施者	<ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽ所属保健師および管理栄養士 ・健診機関、専門機関等の委託機関 	集合契約または個別契約により契約した健診機関等
受診者負担	なし	一部負担あり（各契約により金額が異なる） <ul style="list-style-type: none"> ・集合A 自己負担なし ・集合B 動機づけ支援 自己負担・2,530円 積極的支援 自己負担・7,880円
ご案内方法	事業所を通じて対象者に案内する。	対象者の自宅にセット券または特定保健指導利用券を送付する。

・被保険者に対しては、協会けんぽ保健師等が事業所に訪問し、保健指導を行うという方法を主としていたが、健診当日に健診機関で特定保健指導を行うことができるよう施策をシフトしている。また、被保険者は受診者負担が無料である。

・被扶養者に対しては、特定健診に使う「受診券」と、健診当日に特定保健指導を利用できる「利用券」を兼ねた「セット券」を送付している。健診当日、保健指導を行わなかった特定保健指導対象者には、後日、「特定保健指導利用券」を送付している。「特定保健指導利用券」と案内チラシ、実施機関一覧表を送付するのみであることが基本であり、受診者負担も発生するため、被扶養者の特定保健指導実施率は被保険者と比べ、低いものとなっている。

データヘルス計画について

データヘルスとは

保険者が持つ健診・レセプトデータ(診療報酬明細書)を効果的に活用し、保険者機能を発揮する(有効な保健事業の実施、医療費適正化の実施)ことにより、加入者の健康を維持・増進する。

- 第1期データヘルス計画・・・平成27年度～平成29年度(3年間)
- 第2期データヘルス計画・・・平成30年度～令和5年度(6年間)

第2期データヘルス計画の作成

第2期データヘルス計画を立てるにあたっては、まずは第1期データヘルス計画で取組んだ保健事業の実施状況、課題等について、ストラクチャー、プロセス、アウトプット、アウトカムの視点で評価し、成功・促進要因、阻害要因について整理した上で、方法・内容の見直しが必要か、新たな事業化が必要か、等について検討する。

また、健診・医療費データ等の分析を行い、生活習慣の状況、健康状態、受診状況、医療費の状況等の更なる課題を洗い出し、優先順位等を整理した上で、第2期データヘルス計画の目標を設定する。

上位目標

・ 重大な疾病の発症を防ぐ(10年程度先に成果を評価する目標)

中位目標

・ 検査値の改善を目指す目標(6年後に達成すべき目標)

下位目標

・ 生活習慣の改善、実施率の向上など、上位目標を達成するための下位の目標